

協議第23号

農林水産関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-14 農林水産関係事業の取扱い
<p>1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 標準小作料については、新町において再編する。</p> <p>4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、<u>幕別町の例により</u>、合併時に再編する。</p> <p>6 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>7 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。</p> <p>8 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>9 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>10 町村有林整備事業については、新町において再編する。</p> <p>11 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

「協議第23号 農林水産関係事業の取扱い」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22 - 14 農林水産関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。<u>ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u></p> <p>6 <u>結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p> <p>7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>8 町村有牧場については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。</u></p> <p>9 農業農村整備事業管理計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>10 森林整備計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>11 町村有林整備事業については、<u>新町において再編する。</u></p> <p>12 育苗センターについては、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>6 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>7 町村有牧場については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。</u></p> <p>8 農業農村整備事業管理計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>9 森林整備計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>10 町村有林整備事業については、<u>新町において再編する。</u></p> <p>11 育苗センターについては、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
農作物試験展示圃場	<ul style="list-style-type: none"> ・試験開始年度 平成5年度 ・面積 67,937㎡ ・主な試験内容 <ul style="list-style-type: none"> 薬剤比較試験 施肥試験 かん水試験 栽培試験 農協、普及センター等関係機関の持ち寄り試験 ・管理形態 <ul style="list-style-type: none"> 町直営（職員 2名） 	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p><u>ただし、施設のあり方については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
農業ゆとりみらい総合資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営に必要な事業に係る資金（農業生産に必要な施設の建設に要する経費など） ・貸付対象者 農業団体等 ・貸付限度額 最大50,000千円 ・償還期限 最大 15年 ・貸付利率（平成16年度実績） 無利子～1.05% 	該当なし	<p><u>新町の事業として、合併時に再編する。</u></p>	<p>幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p><u>無利子資金を除き毎年3月1日現在の農業経営基盤強化資金（L資金）の金利から保証料相当分を控除し、翌年度の利率を設定する。</u></p>
結婚祝金	該当なし	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p><u>ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p>	（削除）